

地域調査士通信 No.1

2014.10

・巻頭のことば	1
・私はこう見る！これからの地域調査士制度	2
・地域調査士・専門地域調査士関連データ紹介	7
・講習会講師陣紹介	8
・シンポジウム、特集記事の紹介	10
・地域調査の現場（第1回） これからの地形図	11
・文献紹介	13
・地域調査士事業報告・決算報告（2013年度）	15
・事務局便り	16
・編集後記	16

巻頭のことば



五年目をむかえた地域調査士制度

（公社）日本地理学会資格専門委員会 委員長 長谷川 均（国土舘大学・専門地域調査士）

地域調査士の現状と制度の問題点

地域調査士，専門地域調査士のみなさま，私は2014年春から鈴木厚志前委員長の後任として資格専門委員会委員長をしております長谷川です。以前よりこの制度の計画に携わり，その後は資格専門委員会のメンバーとして運用に関わってきました。今年から二年間は委員長として本制度の運用に責任を持って対応させていただきます。地域調査士制度は発足して五年目をむかえました，この間，地域調査士98名，専門地域調査士103名が誕生し，制度に参加する大学と大学院は25校となりました。四年を迎える段階で，参加校にアンケートを取り，要望の多かったキーワードの見直しを行いました。しかし，未だ解決すべきいくつかの問題点もあります。次の二つが代表的なものです。

講習会の受講者のうち，実際に地域調査士資格を取得された方は20%未満です。講習だけを受け，資格を取得されない方が圧倒的に多いというのは制度運用のうえで何らかの問題があるといわざるを得ません。学部生が地域調査士を目指す理由の一つに，就職活動で少しでも優位に立ちたいという思いがあることは容易に想像できます，しかし，就職先が決まれば，「卒業後にわざわざ申請書類を書き申請料を振り込んで資格を取るまでもないか」という心理が働くのは当然のことかもしれません。卒業証書の授与に合わせて認定証やそれに代わるものを発行できないか，制度の運用面から検討する必要に迫られています。

また，科目認定に関して参加校からのさまざまな意見も届いています。委員会としては，制度を厳密に運用しなければ制度自体の信頼性に関わると考えています。したがって，科目認定に関しては認定委員会に諮る前の段階で厳密にチェックします。その段階で，問い合わせや書き直しをお願いすることがしばしばあります。しかし，参加校の担当者からは「以前はこの程度の記載でよかったのに」とか「もう少し緩く見てほしい」というような意見や要望，時には苦情が寄せられます。委員会からの返答に対して明らかに機嫌を損ねて「今年は認定していただかなくて結構だ」という連

絡をいただいたことも一度や二度ではありません。認定科目が減ることにより学生にとって不利益になりますが、認定校の科目に対する強い思いもありでしょうから、妥協点を見いだす努力や方法を双方で検討し続けなければなりません。緩く認定すれば歯止めが利かなくなり、それが制度の信頼性を損ねることになりかねません。また、認定方法に差が出てしまうことがあってはなりません。きちんとした書類を提出いただいた大学に合わせると、他校にもどうしても厳密な記載を求めることになります。このあたりは、ご理解をいただきたいところです。

今後の取り組み

いまのところ、資格専門委員会のメンバーは関東地方の学会員に限られています。資格専門委員会は月一回の定例会のほか、認定委員会や講習会などの前後にかなり頻繁に開催されます。このため、どうしても関東のメンバーが中心になってしまいます。しかし、地方のメンバーもスカイプの会議システムなどを導入することで主体的に参加していただけるのではないかと考えています。今年は、手始めに関西の大学のメンバーに加わっていただけるよう働きかけをすることになりました。

いずれにしても、この制度が動いているのは、資格専門委員会のメンバーのボランティア精神に頼っています。メンバーの助力無しでは運用は不可能です。受講生のアンケートに「講習会では多くのスタッフが動いているが、人件費を減らし受講料を下げるべき」という主旨の意見がありました。一名の事務局アルバイト以外の講習会スタッフはすべて無報酬です。会場費や講師謝礼（資格専門委員会メンバーが務める場合は謝礼無し）、テキスト印刷経費などで、昨年度は百万円以上の赤字でした。参加校の方々はご存じと思いますが、事務局では一校ごとに大量の資料を整備しています。しかし、経費削減のため昨年度まで二名体制だった事務職員は、今年度一名で地域調査士と GIS 学術士資格の事務を兼務しています（そのため事務は常に遅れ気味です）。ご理解ください。

資格専門委員会が担っている仕事は、公益社団法人の公益の骨幹をなす制度であるがゆえに、日本地理学会の会員や理事会の理解のもと、事務室の賃貸料やアルバイト人件費を認めてもらっているのが現状です。一日も早く自立し制度の拡大を図らなければならないと考えていますが、現状ではまだまだ先のことです。「地域調査士会」をつくる構想もありますが、この実現にも少し時間がかかるかもしれません。

制度の現状や今後を簡単に記しました。地域調査士、専門地域調査士のみなさまにおかれましては、十年目の更新をお願い申し上げますとともに、末永くこの制度とのおつきあいをお願い申し上げます。委員会としましては、今後この「地域調査士通信」を通じて有益な情報をお送りすると共に、HP の充実をはかり制度の発展に努力する所存です。マンパワーの不足で思うように動かせませんがご理解とご協力をお願い申し上げます。

私はこちら見る！これからの地域調査士制度



地域調査の専門性を高めることが制度発展の本筋

野々村邦夫（日本地図センター・専門地域調査士）

地域調査という業務に、いったいどれだけの専門性があるのか？ この問いは、地域調査士制度の根幹に関わる問いかけである。もし、地域調査という業務を実施するためには高度な専門性を要するのであれば、この制度には大きな意義がある。反対に、地域調査という業務はほとんど専門性を必要としないのであれば、この制度は全く存在価値がない。地域調査という業務にはそこそこの専門性が必要だということであれば、この制度にもそこそこの意味があるということになる。

日本地理学会が熟議の上で地域調査士制度を創設したのは、地域調査という業務が高度な専門性、つまり高度な専門知識や技術、豊富な経験等を必要とし、その専門性は地理学の知識、思考方法、スキル等を基盤とするものであると考えたからである。地域調査士制度が発足してから約4年半が経ち、これまでに98人の地域調査士、103人の専門地域調査士が誕生しているが（2014年10月18日現在）、まだこの制度がその本領を発揮しているとはいえない。今後、こ

の制度が社会から高く評価され、これを社会に定着させるためには、制度自体の改革を含め、多くの課題を解決して行かなければならない。私は、その実行に際し、常に冒頭の問いかけを念頭に置きながら地域調査士制度の在り方を論ずることが基本的に重要であると考え、

地域調査士制度の中核を成すものは、「地域調査士認定規程」（以下「規程」という。）と「地域調査士認定規程細則」（以下「細則」という。）であり、これらは2010年4月1日に施行された。これらのほか、地域調査士認定委員会の運営に関しては「地域調査士認定委員会運営要領」が、資格審査・認定の実務に関しては「地域調査士審査要領通則」「実務経験に関する審査要領」「博士級論文に関する審査要領」「教授等の経験に関する審査要領」「地域調査士の論文に関する審査要領」「学部科目の認定に関する審査要領」「大学院科目の認定に関する審査要領」がこれまでに制定された。ずいぶん多くの規程等があり、全体を読みこなし、理解するのはやさしいことではないと感じる方も多いかもしれないが、資格制度の必須要件である客観性、公平性を担保するためには、少なくともこの程度の成文化した決まりは必要である。制度発足以来、これらの規程等に重要な変更はないが、これまで大きな混乱もなく、概ね円滑に運営されてきており、制度自体に重大な欠陥はないと思われる。しかし、この制度の更なる発展のため、いろいろな改革が必要であることは既に述べたところである。

規程、細則等においては、理念や手続きなどを含めて幅広い事項について規定しているが、それらの中でも認定の要件に関する規定は、最重要事項といえるものである。地域調査士については認定科目履修、大学卒業、卒業論文等の公表、講習修了が基本的要件であり、専門地域調査士についてはキャリアによる違いもあるが、認定科目履修、学位取得、実務経験、論文公表、講習修了が基本的要件である。これらについて今後どのように改革して行くべきか、私の個人的な意見をかいつまんで述べれば、次のとおりである。

科目認定については、地域調査士・専門地域調査士としての最低限のレベルを確保するため、現在以上に厳しい方向が望ましい。一例を挙げれば、現行の細則では「地域調査実習に関する科目」の単位数を1単位としているが、地域調査の専門性ということを重視する観点からすれば、これでは甘過ぎると思う。なお、科目履修を講習で代替するというような方策は、あってもよいだろう。

大学卒業という要件については、基本的には現行制度で妥当と考えるが、高等教育の多様化の趨勢の中で、見直しの余地はあり得よう。

論文の公表という要件は、地域調査業務において成果の取りまとめ、報告書等の作成が非常に重要なものであることに鑑みれば、基本的にはハードルを下げるべきではないだろう。ただし、学術論文に比べ、企業の調査報告書等については著作者を特定し難いという事情もあって、カウントの対象になり難いという実情がある。地域調査という業務の実態から見れば、このことに関しては何らかの改善をする必要があろう。

実務経験に関しては、現行制度でもかなり広範な経験を評価できるようになっているが、前述の論文の公表に関する問題と併せ、見直しをしていくべきと考える。端的に言えば、大学教授等の研究者に比較し、官公庁、企業等に所属し、長年に渡って地域調査の実務に従事し、これに精通している者でも専門地域調査士資格を取り難いという実態は、改善を要しよう。規程第4条第2項の「認定委員会が細則で定める基準に基づいてこれらと同等の能力を有すると認めた者」という部分を活かし、細則の改正をすることが当面可能な改善策であると考え、

講習については、これまでの受講者からの評価を見ても、これを必須要件とすることは現実的に適切であり、講習の実施は認定予定者の資質向上に大いに役立っていると思われる。今後、質的・量的に一層の充実を図ってもよいのではないかと思う。

以上に、今後の制度改革の方向性の一端を述べたが、基本的には、地域調査士・専門地域調査士資格は誰でも簡単に取れるものではないことを前提とし、ハードルをもっと高くすべきであると考え、その一方、前述のような官公庁、企業等に所属する人材の資格取得の道を広げ、そのような資格取得者が大幅に増えることが実際問題として重要であると考え、冒頭の設問に立ち返れば、地域調査士制度の発展は、狭い意味での制度改革に止まるべきものでないことはいうまでもない。地域調査士・専門地域調査士のレベルアップは、基本的に重要である。それは、スタートラインに立つ認定申請者のみならず、資格取得者をも対象とすべきである。例えば、資格取得者に対し、情報・資料の提供、講習の実施などのフォローアップ・アフターケアを行う必要があろう。地域調査士・専門地域調査士が数々の優れた業績を挙げることにより、地域調査の専門性を社会に認知させることは基本的に重要なことである。それこそが、制度改革の本筋、王道ではあるまいか。



地方行政の職場からみた地域調査士の可能性

石原 肇（東京都・専門地域調査士）

はじめに

まず初めに、記念すべき「地域調査士通信」第1号への執筆の機会をいただきましたこと、日本地理学会資格専門委員会の長谷川均委員長をはじめ委員の皆様に感謝申し上げます。

この「地域調査士通信」では、地域調査を取り巻く法制度やセミナー等の情報発信、（専門）地域調査士の資格取得者間の情報交流、制度の普及へ向けた取り組みの紹介などを掲載していく予定とされていますが、今回、筆者に与えられた表題については、地域調査士の資格取得者間の情報交流の一環としての位置付けになるのだと思います。

2010年の制度開始以降、2014年3月までに、地域調査士は75名、専門地域調査士は97名が認定されています。学部で地域調査士の認定を受けた方々の就職先についての把握はこれからだと思いますが、専門地域調査士の認定を受けた方々の87名が大学の先生であり、行政機関の所属が9名、民間企業の所属が1名といった状況にあります。

地方行政における地域調査士の素養の必要性

筆者は、東京都に勤務する地方公務員です。2010年10月に、専門地域調査士の認定をいただきました。また、2010年5月から本年3月まで、日本地理学会企画専門委員会の委員を仰せつかっていました。そのような関係から、2013年の日本地理学会春季学術大会シンポジウム『地理学の社会的役割を考える』では「地方自治体からみた地理学」というテーマで、また本年の日本地理学会春季学術大会シンポジウム『「地域調査士」を地理学のパスポートにするためには』では「資格取得の効果」というテーマで発言する機会をいただきました。行政機関に所属する数少ない一人ということで、機会をいただけているものと思います。

本年のシンポジウムで発言させていただいた内容の一部は、この8月に発行された雑誌『地理』の地域調査士制度の特集の中で、編集部からの依頼を受け「地方自治体はフィールドワークができる人材を求めている？」という表題で寄稿させていただいています。ここでは、地方公務員は職務を進める上で、地理学的思考が不可欠ではないかという私見を書かせていただきました。その理由として、次の2点を挙げました。

1点目は、私の所属する東京都では2013年度から採用試験に新方式を導入したことです。この新方式は、事務職の採用試験から始まりました。具体的には、従前の専門科目に替って、与えられた資料からプレゼンテーションシートを作成した上でプレゼンテーションを行ったり、グループワークを行ったりすることが課せられています。また、2014年度は土木職や建築職といった技術職にも新方式は拡大し、プレゼンテーションは事務職と同様ですが、事務職のグループワークに替って、現場に赴きフィールドワークとワークショップが課せられています。地理学を専攻された方に比較的可利な出題方法と思われます。

※詳細は、東京都人事委員会 HP をご覧ください。 <http://www.saiyou2.metro.tokyo.jp/pc/>

2点目は、私自身の職務経験の中で、職務の課題解決を図っていく上で、地理学的な思考が極めて有用であったことです。私は東京都に採用されてから、農業振興、環境保全、火山災害対策など様々な職務に携わってきました。ことに、この10年間は、火山災害対策、土壌汚染対策、地球温暖化防止対策、事故由来放射能への対応、PM2.5への対応などの事案に対処してきており、地理学的な思考が不可欠であったと考えています。

地方公務員の仕事は庶務・予算・計画といった内部管理的なものから、各種事業の立案・実施といった対外的なものまで様々です。必ずしも全ての職務に地理学的な思考が必要かという点、そうではない部分も多々あるかもしれません。しかし、地域にある課題を解決していくということが、地方自治体の大きな役割の一つであることに間違いはありません。地方自治体は常に管内の地域と向きあっているのです。

地域調査士制度の今後に向けて

地域調査士制度について、この制度の創設に携わった戸所隆先生によれば、制度創設の経緯について5つの項目を挙げ、その一つとして「分権社会において、各地域が独自の地域政策を策定する上で、地域調査力の必要性が増している」（『地理』第56巻第4号、2011年）とされています。また、日本地理学会資格専門委員会によれば、「地理学の有用性を社会にアピールするには、地理学を学んだ若者が実社会でより一層の活躍が望まれること」（『日本地理学会発表要旨集』第85号、2014年）としています。

地域調査士制度がスタートしてから4年が経過しました。これまでの鈴木厚志前委員長をはじめとした資格専門委員会の委員の方々のご尽力により、制度の運用が着実に行われてきました。今後は、世間一般に認知される資格となるよう、普及を図っていくことが必要になるものと思われます。なんだかんだと言っても、世間一般に認知されるためには、数の力が大きいのは事実だと思います。多くの方々に、地域調査士や専門地域調査士の認定を受けていただくことが何より重要だと思います。

そのための一つの方策として、行政機関や民間企業に所属する地域調査士・専門地域調査士をいかに増やしていくかを検討すべきかと考えます。筆者の職務経験から、地方公務員という職業は地域調査士の能力をいかんなく発揮することができる仕事の一つであろうと考えています。また、地方自治体は地域の課題を把握・理解し、対策案を考えられる人材を必要としているものと推察しています。学部・大学院で地域調査士・専門地域調査士を取得して、地方公務員になる人が増えることは、世間一般に認知される資格となる道筋の一つではないかと思います。

おそらくこの「地域調査士通信」は、既に地域調査士あるいは専門地域調査士の認定を受けた方々が主な読者だと想定されます。是非とも各大学の先生方におかれましては、学生の方々に「地域調査士通信」を回覧していただき、少しでも多くの学生の方々が地域調査士を取得するよう促していただきますようお願い申し上げます。あわせて、その能力を活かす職場として地方公務員という職業もあることを付け加えていただければ幸いです。

問われる地理学研究と地理学教育の内容



宮地忠幸（国土館大・専門地域調査士）

私が所属する国土館大学地理学教室は、学生数が一学年約70名、専任教員7名で構成されている。私立大学の地理学教室としては、中規模な教室であるといえるだろう。

最近、どの大学でもディプロマ・ポリシー（卒業認定方針・学位授与方針）を明示するようになってきているが、国土館の地理学教室は私が着任する相当前から、この点を明示していたらしい。そ

れは2つある。第1に、地理学の学びを活かした就職先・進学を目指す学生（毎年卒業生の約20%）は、専門的知識、フィールドワークの能力ともに高い水準の能力を身につけさせるという点である。第2に、必ずしも地理学の専門性を活かした就職先を選ぶ学生ではない学生（同 約80%）は、「自分の目で見て、自分で考え、自分の言葉で表現する」こと、「データに基づいて実証的かつ論理的な説明ができる」人材を育てることとしている。こうした人材の育成を基本として、カリキュラムが編成されている。国土館大学地理学教室は、地域調査士制度が発足したのち、程なく認定校となった。

筆者らは、「フィールドの国土館」という評価をいただいているそうだが、座学で学んだ知識をもちつつ、現地調査において自分自身で考え、調べることで育てる学生を育てるために、「野外実習」と「演習（ゼミ）」にとくに力を入れている。前者の「実習」は、1年



写真 1. 野外実習で聞き取り調査を行う学生たち（2014年10月撮影）

生の「地理学野外実習 A (1泊2日:地理学の野外調査入門)」, 2年生の「地理学野外実習 B (1泊2日:系統地理学の野外調査入門)」, 3年生の「地理学野外実習 C (3泊4日:系統地理学の本格的な野外調査)」を経験し, 専門的な知識とともに調査法を学んでいく。後者の「演習(ゼミ)」は, 3年次以降4セメスターを通して「卒業論文」の作成へ向けて, 学びを深めていく。「卒業論文」は, 「卒業論文のための教科書」である50ページを超える『卒業論文の手引き』

(1983年初版, 現在使用している2012年版は第10版)に基づいて作成される。卒業論文の提出(文量:20,000字以上。毎年12月10日15時が最終〆切)を前に, 複数の添削指導を実施することが原則となっている。その後, 2月上旬に実施される「卒業論文公開口答試験」までの間に, 主査(当該学生のゼミ教員)と副査(ゼミ教員以外の教員)の2名で提出された卒業論文を熟読する。「卒業論文公開口答試験」は, 3日間にわたって発表9分, 質疑応答9分で行われる。筆者ら教員は, 3年生をはじめ下級生もこの発表会を聞くように指導している。そして全教員が, すべての学生の卒業論文発表を聞く。すべての発表が終わってから, 全教員で一つ一つの卒業論文を評価し, 8単位の「卒業論文」の評点をつける。評価の基準は, ①目的意識と論理性, ②独創性と努力の程度, ③論文作成の技術的側面, ④口答試験の発表内容からなり, この基準は学生たちにも『卒業論文の手引き』を通して周知されている。なお, 国士舘大学地理学教室では, 地域調査士の資格取得にあたって, 専門地域調査士の教員がその妥当性を評価すべきという判断から, 地域調査士の資格取得希望学生の卒業論文は, 専門地域調査士の資格をもった教員でしか評価できない。それゆえ, 7人の専任教員すべてが, 専門地域調査士の資格を取得している。



写真2. 口答試験後の教室会議の様子
※一つ一つの論文が, 机上で評価されていく。
(2014年2月)

筆者が国士舘大学に着任して最も驚いたのが, この卒業論文の審査方法であった。3日間, 朝9時頃から夕方6時頃まで(場合によってはその後まで), すべての卒論発表を聞き, 最後に「合議」で評点を決定する仕組みに驚き, 正直なところ少し戸惑った。とにかく大変なのだ。しかし, この「合議」による評価は, 次のような意義をもっているといえる。第1は, 公平性が保てるという点である。この点は, 学生への単位認定に関する説明責任を果たす意味でも重要であろう。第2は, 地域調査士や GIS 学術士の資格取得希望学生に対して, 資格取得の妥当性を公平に判断できる点にある。第3は, すべての教員がディプロマ・ポリシーを, その都度意識し, 確認できるという点である。第4は, 各教員の論文指導の質が問われることにもなり, 教員側も緊張感をもって卒論に向き合うことになる。このことは, 結果として独善的な指導に陥りにくく

もしていると思われる。第5は, これだけ「厳しい」卒業論文の作成, 評価を円滑に進めていくためには, 教員間, 教員と学生との間での「風通し」がよくなってはならない。日頃から, アットホームな雰囲気づくりを心掛けることが, 結果として教室の運営としてプラスに働いているという点である。

さて, 地域調査士制度が発足した後, 教員が変化したと感じている点は, 次の3点にある。第1は, シラバスを再検討することになったことから, その再検討を契機に授業内容を見直すことにした教員もいることである。第2は, シラバスの再検討を含めて, 教員間の協力体制が少し良くなった点にある。第3は, 資格に関わる一部の科目の受講生数が増えている点である。いずれにせよ, 制度の発足が, シラバスの見直しにつながり, 結果として地理学教育の見直し, 再検討が進み始めた点に, 意味があるだろう。

とはいえ, 地域調査士の普及・養成へ向けた課題は少なくない。第1は, 学生の資格取得のモチベーションをどのように増大させることができるかである。そこには, 資格取得の効果, 就職活動への好影響が生じてくる必要がある。社会での地域調査士の認知度をあげる努力も必要だろう。第2は, 卒業時に資格が取得できるような仕組みづくりである。申請, 認定のスケジュールも含めて検討する必要があるだろう。以上2点は, 資格委員会でも検討している事項でもあり, 今後の資格制度の運用等で少なからず何らかの対応が出てくると思われる。むしろ大学で地理学教育に携わる身として重要であると思う点は, この制度発足を契機に, 改めて地理学的な見方・考え方とは何であるのか, さらにその先に地理学の標準カリキュラム(+評価システム)を再構築していくということである。筆者らは, 社会で主体的に活躍する人材を一人でも多く輩出するために, 今後ますます地理学研究のあり方, 地理学教育のあり方を再考し続けていく姿勢もまた, 問われているのではないだろうか。

■地域調査士・専門地域調査士関連データ紹介■

◆認定校一覧

①地域調査士（学部）

1. 山形大学 人文学部 人間文化学科
2. 立正大学 地球環境科学部 地理学科
3. 敬愛大学 国際学部 国際学科
4. お茶の水女子大学 文教育学部 人文科学科 地理学コース
5. 国士舘大学 文学部 史学地理学科 地理・環境専攻
6. 駒澤大学 文学部 地理学科 地域文化研究専攻
7. 駒澤大学 文学部 地理学科 地域環境研究専攻
8. 首都大学東京 都市環境学部 地理環境コース
9. 首都大学東京 都市環境学部 自然・文化ソーリズムコース
10. 日本大学 文理学部 地理学科
11. 法政大学 文学部 地理学科
12. 明治大学 文学部 史学地理学科
13. 専修大学 文学部 環境地理学科
14. 滋賀県立大学環境科学 環境科学部 環境政策・計画学科
15. 京都学園大学 バイオ環境学部 バイオ環境デザイン学科
16. 立命館大学 文学部人文学科地理学専攻（2011年度まで）
→ 立命館大学文学部人文学科地域研究学域（地理学専攻、地域観光学専攻、京都学専攻）（2012年度より）
17. 関西大学 文学部 総合人文学科 地理学・地域環境学専修
18. 奈良大学 文学部 地理学科
19. 岡山大学 文学部 人文学科
20. 広島大学 文学部

②専門地域調査士（大学院）

1. お茶の水女子大学大学院 人間文化創成科学研究科 ジェンダー社会科学専攻地理環境学コース
2. 立命館大学大学院 文学研究科 人文学専攻地理学専修
3. 駒澤大学大学院 人文科学研究科 地理学専攻
4. 専修大学大学院 文学研究科 地理学専攻
5. 国士舘大学大学院 人文科学研究科 地理・地域論コース

◆地域調査士・専門地域調査士 資格取得者数の推移

単位：人

	地域調査士	専門地域調査士
2010年度		46
2011年度	1	25
2012年度	35	14
2013年度	38	14
2014年度	24	4
合 計	98	103

（資格専門委員会事務局資料より）

※数値は、2014年10月18日現在。



写真 1. 資格制度の事務局・目黒分室

地域調査士・専門地域調査士講習会の講師紹介

資格専門委員会では、年間 4 回の地域調査士・専門地域調査士講習会を開催しています（内 1 回は、関西会場）。そこでお世話になっているのが、①法令、②個人情報、③人権の各領域の内容を講じていただいている講師の方々です。2014 年度は、以下の講師の皆様にお世話になっております。本通信に自己紹介の一文を寄せていただきました。

◎宮下 浩司 氏：地域調査士講習会（法令担当） 宮下浩司法律事務所

私は、1965 年に東京大学理学部地学科地理課程を卒業した。なのに、現在弁護士をしている。それは、卒業後に就職した企業において、私の学んだ地理について疑問を持たれ、「あいつに何をさせようか」などと迷いを生じさせたからである。私はそれを聴いて、ここで努力するのは空しいと思い転職し、現在に至っている。

日本地理学会から地域調査士の講師の依頼を受け、学会が産業社会に地理を受け容れてもらうための活動を始めた。勝手に解釈し、お役に立ちたいと引き受けた次第である。産業社会が地理学の見方・考え方、概念などを識り、理解して、地理学徒を容易に受け容れてくれることを心から願っています。

◎大谷 和子 氏：地域調査士講習会（個人情報保護担当） 株式会社日本総合研究所 法務部



2003 年に個人情報保護法三法が整備されて以来、個人情報を悪用する犯罪の増加も相俟って、プライバシーに関する意識が社会全体でかつてないほど高まっています。また、個人情報の適正な保護を図りつつ、同時にその利活用によって社会全体の利益を高めるための法改正の動きもあります。

このような情勢の中で地域調査士として活躍される皆様がトラブルに巻き込まれることなく調査を遂行し、調査結果を発表するには、個人情報保護に係る法令等を正しく認識することが大切です。そのためのお手伝いをさせていただきます。

現在、企業法務の担当者として、また個人情報保護制度に関する政府・自治体の審議会、研究会の委員として、制度の運用・見直しに関与していますので、その経験を踏まえて話題提供をさせていただきます。

◎西岡 尚也 氏：地域調査士・専門地域調査士講習会（人権担当） 大阪商業大学総合経営学部



（大阪商業大学・教員紹介
HP より転載）

私は、学部卒業後 20 年間京都府立高校で教諭をしたあと、琉球大学教育学部に勤め、現在は大阪商業大学に所属しています。高校では毎年 6 月と 11 月に「人権教育月間」が設けられ、教科の枠を越えて人権学習に力を入れて来ましたが、これは同和問題や在日外国人に関わる教材や実状を学ぶ機会となりました。琉球大学では 1872 年に滅亡した、琉球王国の「植民地待遇」の歴史と現状を学ぶ貴重な機会を得ました。これは北海道や東北にも通じる中央優先・周辺蔑視の、現在に至る政策の課題ともなっています。

これらはどれも場所・地域に関わる、いわれなき「不公平」「偏見や差別」であり、歴史的に人間が作った「社会構造」「身分制度」「地域政策」に起因します。したがって必ず人間の力・人間の知恵で解決できるはずで、皆さんが受講される「講習」が、地理学の「人権分野」での社会貢献の契機になってほしいと考えます。よろしくお願いします。

◎土橋 貞幸 氏：地域調査士講習会（人権担当）

一般財団法人大阪市教育振興公社 大阪市立こども文化センター館長



地域調査士講習会で「人権」を担当します土橋（つちはし）といいます。大阪市役所に社会教育主事として勤務し、社会教育と人権啓発・教育を担当してきました。

人権に関しては、普段は自分に無関係と思いがちですし、事件等が起きない限り関心を持つことも少ないと思いますが、グローバル化が進展する中でも地域の暮らしにおいても、人権に関する視点は大切です。

第二次世界大戦を反省し、平和と平等を願う取り組みの中から導き出された国際人権や人権尊重の流れは、人類の歩みにとって「座右の銘」と言うべきものかもしれません。

地域の調査（暮らす人に関することも含み得る）を志す皆さんには、是非とも人権に関する基本的な事項を修めて戴きたいと願っています。

◎森本 晋 氏：専門地域調査士講習会（法令担当） 生田名越高橋法律特許事務所

東京大学法学部卒業。2002年弁護士登録。

知的財産権、システム開発、ICTに関連する案件を主に取り扱っています。

日本弁理士会特定侵害訴訟代理業務能力担保研修講師。

2013年度中小企業診断士二次試験合格。

法令の細かな知識はともかくとして、受講生の皆様が、地域調査や論文作成その他の日々の活動の中で、「これは大丈夫かな？」という問題意識を持つことができるような講義をしていきたいと考えております。講習の場で皆様とお会いできることを楽しみにしております。

◎高口 文昭 氏：専門地域調査士講習会（個人情報保護担当） 株式会社ゼンリン サーベイ本部サーベイ統括部



個人情報保護の事例研究として、当社の「住宅地図」調査時における注意点、現実には発生している問題点と対策、調査の運営管理、調査員指導を説明させていただいております。特に、1軒1軒表札などの確認を行う作業については受講される方々にとって興味深い内容のようです。これを基に、地域調査の計画・実施・管理時の参考としていただければありがたいと思います。



写真、講習会の様子

◇ 地域調査士制度に関するシンポジウムが開催されました

2014 年度日本地理学会春季学術大会（於：国士舘大学）において、シンポジウム：『地域調査士』を地理学のパスポートにするには－4 年間の事業とこれから－ が開催されました。約 80 名の会員を集めて、同制度の意義や課題を議論しました。



写真 1. 事業内容の報告

※写真は、法政大学の小原文明会員による報告

6 人の会員から事業内容の報告が行われた後、パネルディスカッションが行われました。



写真 2. 人権の尊さを語る福井一良氏

（大阪文化財研究所）

2010 年度の制度発足時以来、講習会の「人権」講座をご担当いただいていた福井氏は、人権の尊重することの重要性を説かれた。

◇ 『地理』59 巻 8 号に「特集 地域調査士をパスポートに」が掲載されました



【掲載論文】

- ・「地域調査士」制度の 4 年間 （鈴木厚志・長谷川 均）
- ・地域調査士連絡責任者へのアンケート調査から （高田明典）
- ・地域調査士講習の重要性－人権を事例に－ （福井一良）
- ・地方自治体はフィールドワークができる人材を求めている？ （石原 肇）
- ・博物館における地域調査とその魅力 （乙幡康之）
- ・専門地域調査士 私のフィールドワーク
 - 石垣島での「教えるフィールドワーク」 （田中 靖）
 - 学生と取り組む交通実態調査 （田中絵里子）

2014 年 3 月の日本地理学会春季学術大会でのシンポジウムを基に、大学のみならず行政、学芸員として活躍されている方々が、地域調査士制度への期待を語られています。

地域調査の現場（第1回）



これからの地形図 ―国土地理院の新たな地図体系―

宇根 寛（国土地理院・専門地域調査士）

地域調査に地図が必要であることは言うまでもない。最近はパソコンやスマートフォンで見る地図が当たり前になり、ネットならではの検索機能や携帯端末の測位機能を活かした便利な web 地図をだれでもが簡単に使いこなすようになった。それでも、人と自然の関わりを総合的に理解し分析する地域調査士に

とって、国土地理院の地形図は不可欠なツールであることは変わらないのではないだろうか。だが、国土地理院の地図体系は近年大きく変化し、長年使われてきた 2 万 5 千分 1 地形図も、一見従来のものを踏襲しているように見えるが、その内容や作成方法、提供のあり方などはまったく異なるものとなっている。本稿では、その経緯と背景を概説し、地域調査士が頭に入れておかねばいけない新たな地形図の特徴をまとめてみた。

2 万 5 千分 1 地形図は、我が国全域を覆う最も大縮尺の基本図として長年にわたって整備・更新され、地域調査の現場でも広く使われてきた。この間、世界測地系への移行や、コンピュータ製版、データベース化など新技術の導入に伴う変化はあったが、基本的には、空中写真撮影→図化→編集→印刷という作製工程に大きな変化はなく、また、成果は基本的には印刷図という形で提供されてきた。

これが大きく変化する契機となったのは 2007 年の地理空間情報活用推進基本法の制定である。この法律では、地理空間情報の活用が今後国民生活に大きな役割を果たすことになるとの観点に立って、国や地方自治体に、地理空間情報の活用環境の整備を求めている。その具体策として、さまざまな地理空間情報を重ね合わせて広く活用できるようにするため、電子地図上の位置の基準として「基盤地図情報」を国が整備し、無償で提供するとともに、これを積極的に利用することが規定された。基盤地図情報の精度は都市計画区域では 1:2,500 相当、都市計画区域外では 1:25,000 相当と定められた。国土地理院では、地方自治体が整備する 1/2,500 都市計画基図などを活用して、2011 年度までにほぼ全国の基盤地図情報の初期整備を完了した。

基盤地図情報には、道路、建物、標高などの骨格的な情報しか含まれていないため、国土地理院では、基盤地図情報と、等高線、植生、構造物、地名などの土地の状況を表す項目を一つにまとめ、全国シームレスの統合地図データベースを作成し、これを「電子国土基本図」と名づけた。これを国土の基本的な地理空間情報として位置づけ、国土全体をカバーする国の基本図は 2 万 5 千分 1 地形図から電子国土基本図に変更された。電子国土基本図は、基盤地図情報を骨格として作成されているので、全国一律縮尺 1/25,000 で作成されていた従来の 2 万 5 千分 1 地形図と異なり、都市計画区域についてははもともと各自治体が作成した縮尺 1/2,500 相当の情報がそのまま含まれている。また、常時更新され、常に最新の国土の現況を表す地図として維持されている。

電子国土基本図を基にして、ユーザーの目的とニーズに合わせたさまざまな形式の地図が提供されることとなった。そのフラッグシップがインターネットで地図を利用する「地理院地図」と、オンデマンドで地図を提供する「電子地形図」である。「地理院地図」は、オープンソースソフトウェア OpenLayers をベースに構築されたウェブ地図で、電子国土基本図から作成された標準地図のほか、空中写真、各種主題図、災害情報などを重ね合わせて見ることができる。また、任意の地点の標高や経緯度の表示、地図の 3D 表示などの機能も提供されている。電子地形図は、ユーザーがほしい場所とほしい大きさを自由に指定し、地物の色や地形の陰影表現などの表現方法を選択して注文を行うと、その時点で最新の地図データが電子国土基本図から切り出され、画像データとして提供される。

紙に印刷された地形図についても、電子国土基本図のデータから作成する方法に移行することで、地理院地図や電子地形図と整合した、より詳細で新鮮な内容とすることができるようになった。新たな印刷図では、地理院地図や電子地形図で多様なニーズに対応することができるようになったことから、従来の 2 万 5 千分 1 地形図で重視されていた汎用性よりも、紙地図のユーザー層を意識しつつ、詳細な内容をよりわかりやすく表現することが重視された。技術的に

は色分解による多色刷が採用されたことで3色の色設計の制約から開放された。その結果、新たに建物等の着色と地形の陰影が採用されたことが見た目の大きな違いである（図1の2つの図を参照）。

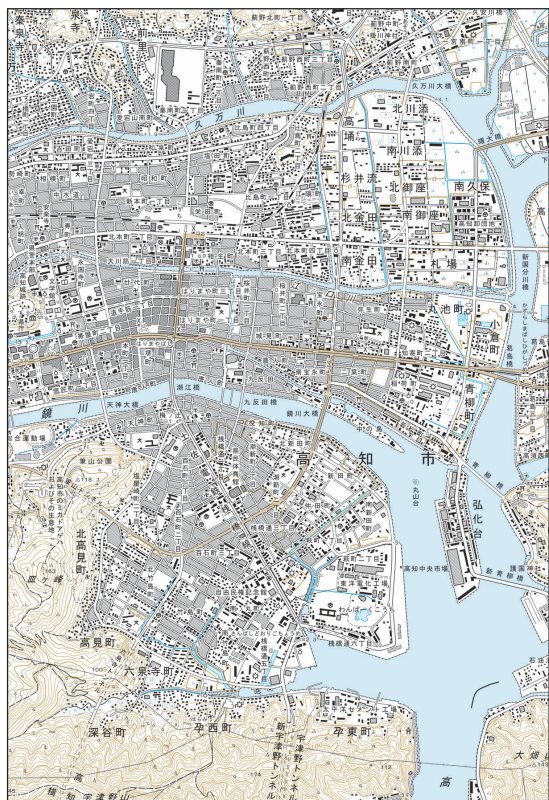


図1-1 従来の2万5千分1地形図



図1-2 新たな多色刷2万5千分1地形図

従来の2万5千分1地形図との比較で注意すべき点は、都市計画区域については地方自治体が作成した都市計画図をもとに作成されていることから、もとにした都市計画図の地物の採択基準などのスペックが市町村により異なることが反映される場合があることがあげられる、特に1:2,500相当で作成されている都市計画区域と1:25,000相当で作成されている都市計画区域外の精度の違いに注意する必要がある。端的に言えば、従来の地形図の延長上ではない、まったく新たな地図が誕生したということである。地域調査士のみなさんには、このような特性を十分に理解したうえで、多様な形式で提供される国土地理院の情報を大いに駆使していただきたい。

もうひとつ、国家として国土の範囲を国際社会に提示するという国土地理院の地形図の重要な役割も指摘しておかなければならない。2014年7月に新たに刊行された2万5千分1地形図により、日本の全陸域を2万5千分1地形図でカバーするというミッションが完結したことや、世界の中での国土の広がりを一枚の地図で実感する（図2参照）ことも、地域調査士のみなさんの資質としてぜひ身につけておいていただきたい。

1:5,000,000

日本とその周辺

資料

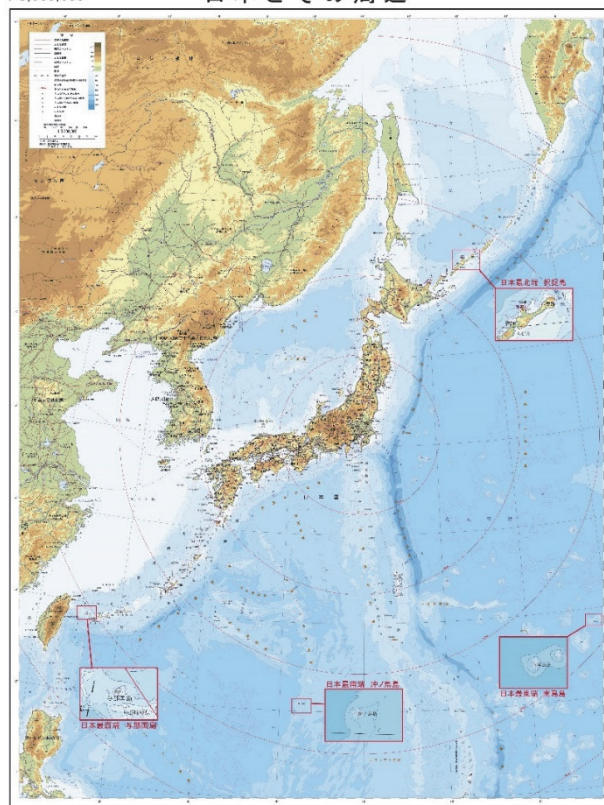


図2 国土地理院の重要なミッション

日本の国土の広がりを地図に表現！

文献紹介

地域調査に関連した2冊の本を紹介する。いずれも調査の具体的技法に関するものでなく、フィールドワーカーのマインドや心構えに関わるものである。

まずは『フィールド科学の入口 自然景観の成り立ちを探る』。書名からは想像しにくいですが、本書は地域調査の教科書といえる内容を持つ。調査の現場の実際が、微に入り細に入り、臨場感豊かに記され、著者らのフィールドワークを追体験できる。

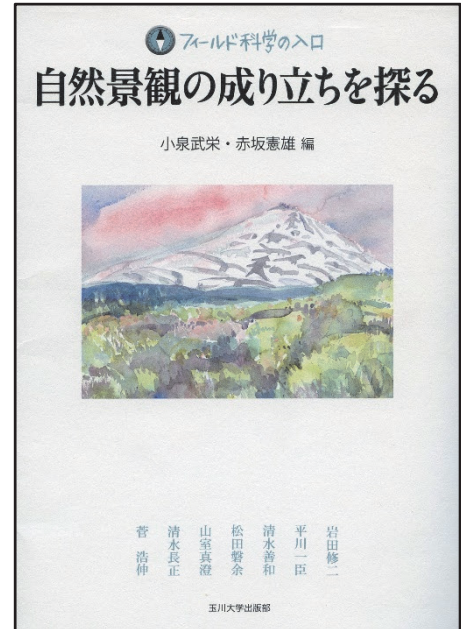
9人の編著者が執筆しているが、約100ページが割かれた第Ⅱ部の岩田先生と平川先生の章を絶賛したい。岩田先生は、天山山脈での調査の準備から成果のとりまとめまでの過程を詳述している。調査用具・装備の全リストを規格や数量とともに書き出し、現場でとった行動や心の動きを日付・時刻つきで記している。また平川先生は、時に冷静に、時に興奮しながら津波堆積物と格闘し、何度も繰り返し露頭と対話を行い、観察結果を地図に整理しながらアイデアを発展させていく一連の過程を生き生きと記している。両先生の記述からは、地域調査のハウツー本に欠落しがちな野外調査の醍醐味、すなわち試行錯誤を繰り返し、予想外の展開に遭遇しながら、だんだんと理解が深まっていく過程の喜びを読みとることができる。一見、他の誰かには役立たない個別的事例にみえるかもしれないが、実はこのような記述こそが調査方法として学ぶことが多い。

一方、『調査されるという迷惑—フィールドに出る前に読んでおく本』は、調査される側の声を集めて地域調査のあり方について問題を提起している。地域調査に関する大学の授業では、調査の仕方や成果のまとめ方についてさまざまな方法を学びはするが、本書にあるような、調査が地域や人に及ぼす影響やストレスに関して学ぶ機会は、あまり多くないのではないだろうか。

本書では、調査によって物的あるいは精神的な被害を住民が受け、また調査成果の公開が住民や地域に悪い影響を及ぼす事例が紹介されている。あまりにもひどい内容なので、それらはまれに起こる特殊な事例ではないかと思いたくもなるが、そうではなさそうである。読者は、これまで自分にはそのような経験はなかったと感じるかもしれないが、それは単に地域の声が自分の耳に届かなかっただけかもしれない。

本書には主に民俗や文化に関する調査の事例があげられているが、同様のことが自然相手の調査にも少なからず当てはまることは、想像に難くない。調査地での行動や調査成果の公開・還元の方法がどうあるべきかはケースバイケースで考えるしかないが、その原点は「(調査者・研究者である前に)人であることを忘れるなよう」ということにあるだろう。

(専修大学・高岡貞夫・専門地域調査士)

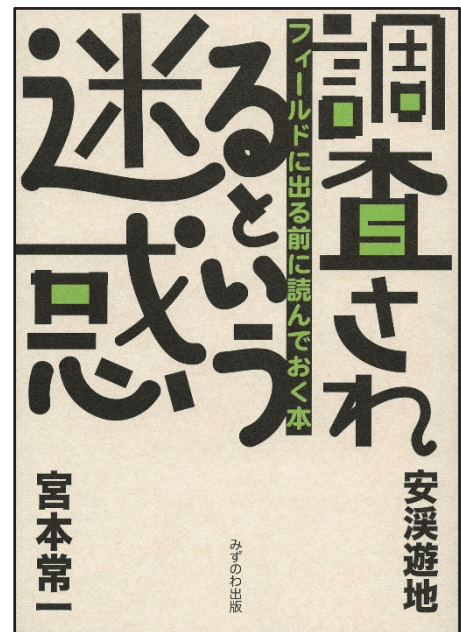


小泉武栄・赤坂憲雄 編

『フィールド科学の入口 自然景観の成り立ちを探る』

玉川大学出版部, 2013年, 2,400円(税抜)

ISBN : 4472182025

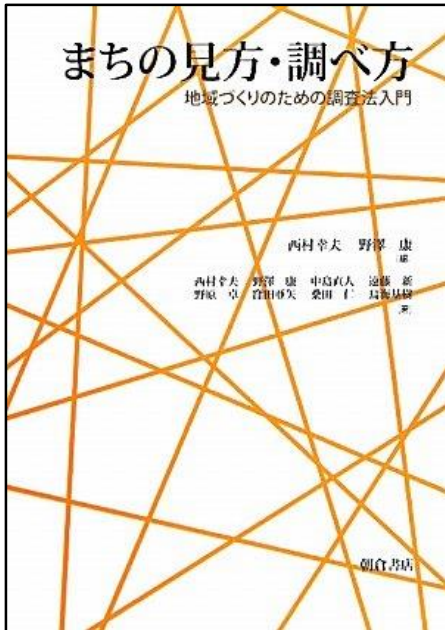


宮本常一・安溪遊地 著

『調査されるという迷惑—フィールドに出る前に読んでおく本』

みずのわ出版, 2008年, 1,000円(税抜)

ISBN : 4944173547



西村幸夫・野澤康 編

『まちの見方・調べ方―地域づくりのための調査法入門』

朝倉書店, 2010 年, 3,456 円 (税込)

ISBN : 4254266375

本書の著者は建築系の都市計画を専門として地域づくりの実践に造詣の深い人々である。本書は「地域づくりのためには自分たちの住むまちやむらをどのようにとらえたらいいのか、その方法を入門的に解説」する。第Ⅰ部「事実を知る」は文献・地図・統計調査を扱い、1 章「歴史を知る」、2 章「地形を知る」、3 章「空間を知る」、4 章「生活を知る」、5 章「計画・事業の履歴を知る」からなる。第Ⅱ部「現場に立つ・考える」はフィールドワークを扱い、6 章『現場で「見る」「歩く」』、7 章『現場で「聞く」』、8 章「ワークショップをひらく」、9 章「地域資源・課題の抽出」からなる。第Ⅲ部「現象を解釈する」は定量的分析手法を扱い、10 章「統計解析のための手

法と道具」、11 章「住環境・景観を分析する」、12 章「地域の価値を分析する」、13 章「GIS を用いた分析」に分かれる。そして『おわりに：「さあ、地域づくりをはじめよう！」』で次のステップを示し本書は閉じられる。

地理とは異なる分野の書物を紹介するのは、地理出身者が地域づくりに関わることを本書が助けてくれると考えるからである。

まず、本書が紹介する調査法の多くは人文地理学・地誌学の地域調査法と共通している。すなわち事前に地図・地域史・地域統計等をもとに地域の基盤・来歴・特徴を把握し、現地に出かけて地図・調査票・フィールドノートを手観・聞き取り・資料収集を行う。地図から地形をよみとり、統計を地図化して地域の特性を考え、景観、土地利用、人やモノの流動に着目して観察・記録を行う。これらの内容から、地理学の調査手法が地域づくりの基礎に十分役立つことを確認できる。

一方、本書の内容が地理学の調査法と相違する点は多数あり、それらこそ地理学出身者が地域づくりにかかわるために学ぶべきものといえよう。第 1 に地域調査の目的は地域づくりにむけたアウトプットである、という主張である。これは「はじめに」において調査のための調査、研究のための研究、そして分析の自己目的化が戒められるところから本書全体に徹底している。第 2 に地域づくりに特化した調査法である。例をあげると、主に 3・6・11 章で取りあげられる、まちなみを形成する建築物を重視した調査、7・8・9 章を中心に説明される、住民の考えを引き出して合意形成をめざす手法、第Ⅲ部で例示される、意思決定支援手段としての定量的分析、そして 8・9 章と「おわりに」で説かれる、調査成果を住民に伝えることの重要性和その手法である。

本書は、地理学出身者が地域調査の力を社会で発揮するために地域づくりという新たなフィールドに進むときの、最良の案内地図のひとつである。一読を勧めたい。

(筑波大学・森本健弘)

地域調査士事業報告・決算報告（2013 年度）

今後、事業の透明化を図るためにも、前年度の事業報告と決算報告を掲載してまいります。

2013 年度からは、資格専門委員会では地域調査士・専門地域調査士制度の事務作業とともに GIS 学術士制度の事務作業を担うことになりました。以下に示すように、講習会、認定委員会、資格認定審査、科目認定審査など、委員会が担当する領域が広がってきています。月に 1 回の委員会では、両制度の改善を真摯に議論しているところです。事業費決算にみるように、現時点では日本地理学会の公益事業としては厳しい状況にあります。多くの日本地理学会会員の方々に、本事業へのご理解とご支援をいただきたくお願い申し上げます。

なお、事業内容および事業費決算は、2014 年度日本地理学会総会資料より抜粋したものです。

I 事業内容

1. GIS 学術士

①GIS 学術士資格委員会開催日

第 1 回 6 月 22 日（土）

第 2 回 9 月 21 日（土）

第 3 回 2 月 22 日（土）

②資格認定審査

GIS 学術士認定者（28 名）

GIS 専門学術士認定者（2 名）

GIS 学術士見込み認定者（50 名）

③科目認定審査

GIS 学術士（延べ 21 校）

GIS 専門学術士（延べ 9 校）

第 3 回 12 月 21 日（土）

第 4 回 2 月 22 日（土）

②資格認定審査

地域調査士認定者（35 名）

専門地域調査士認定者（15 名）

地域調査士見込み証明書発行者（6 名）

③科目認定審査

地域調査士科目認定審査（延べ 19 校）

専門地域調査士科目認定審査（延べ 6 校）

④講習会

地域調査士講習

4 月 28 日（日）法政大学（受講者 70 名）

10 月 27 日（日）立正大学（受講者 76 名）

11 月 24 日（日）京都教育大学（受講者 24 名）

専門地域調査士講習

6 月 30 日（日）日本地図センタービル
（受講者 14 名）

2. 地域調査士

①地域調査士認定委員会開催日

第 1 回 6 月 22 日（土）

第 2 回 9 月 21 日（土）

II 2013 年度事業費決算

1. 認定事業収益（収入） 2,934,990 円

①GIS 学術士認定収益 582,780 円

②地域調査士認定収益 2,352,210 円

2. 事業費（支出） 4,606,224 円

①会議費 32,530 円

②交際費 2,100 円

③旅費交通費 768,160 円

④通信運搬費 471,456 円

⑤消耗品費 15,743 円

⑥印刷製本費 557,522 円

⑦賃借料 1,242,100 円

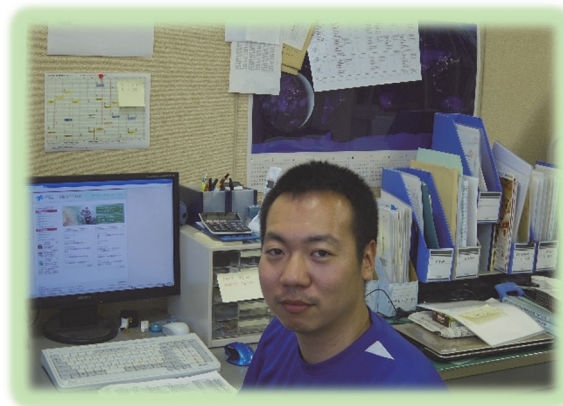
⑧支払報酬 607,500 円

※臨時雇用費を除く

事務局便り こちら目黒分室・資格制度の事務局です！

こんにちは。公益社団法人日本地理学会目黒分室事務局の竹澤史也（たけざわ ふみや）です。2014年4月より、資格専門委員会の事務局として先生方のお手伝いをしています。おもな業務内容は、①地域調査士とGIS学術士の資格申請書の受付、②地域調査士講習会の運営補助、③各大学の科目申請受付、④問い合わせ対応などなど・・・といったことです。

詳しく説明すると、受け付けた申請書は一覧表にして、地域調査士認定委員会、日本地理学会常任理事会のための資料を作成します。年4回開催される地域調査士講習会では、講習申込受付から講習修了証書作成まで行い、講習会では資格専門委員会の先生方の補助として走り回ります。



以上が目黒分室、とくに資格専門委員会事務局としての業務内容になります。また私は、今年度から学習院高等科で非常勤講師をしております。私も地域調査士に認定され、この資格を活かせるような地理の授業を日々考え実践しています。その関係で、目黒分室開室日が週2日（月・木曜日）になっています。お電話での対応が難しいことがありますが、メールでのお問い合わせは随時受け付けております（以下の連絡先をご参照ください）。簡単なことでも構いません。ご連絡をお待ちしております！

〔お問い合わせ先〕 公益社団法人 日本地理学会 資格委員会（目黒分室：資格制度事務局）

〒153-8522 東京都目黒区青葉台4-9-6 日本地図センタービル内 竹澤史也（地域調査士）

電話・ファックス 03-6416-8683 E-mail meguro@ajg-certi.jp

【編集後記】

2014年3月に試行的に発行された「地域調査士通信」が、いよいよ本格的かつ定期的に発行されることになった。私は、その1号目の企画、編集を担当することになり、重い荷を背負うことになった。4月以降の委員会で、記事の内容や執筆者に関する検討を行った。地域調査士制度の継続、発展へ向けては本号の記事にもあるように、様々な課題や問題がある。この通信を発行することで、誰に何を伝えていくのか... 激しい意見の交換もあった。7月に原稿の依頼を行い、8月から9月にかけて原稿が集まってきた。予定より遅れての発行となったのは、編集担当者としての筆者の作業遅延が原因であるが、改めて本号を読み直してみると、それぞれの方がようやく立ち上がった地域調査士制度に、熱い思いをもって向き合っていることがわかる。時に価値観や意見の違いをぶつけ合うことがあるとしても、「多様性」を見出すことを大切にしてきた地理学（界）の私たちであれば、「多様性」のなかから新しい方向を見出していくことができる信じたい。社会は混沌としている。先の見えない社会の中で、私たちを含めて世界中の人々が求められているのは、それぞれの知恵を出し合いながら、平和で幸福な地域や国家を創造していく力なのだろう。地域調査士制度を公益事業としてスタートさせた日本地理学会の会員みなで、本制度がより魅力的になるように、力をあわせて盛り上げたい。このことは、本制度の運営を通して「ガバナンス」時代の学会運営のあり方が問われているということでもあるように思われる。

末筆ながら、本号の発行にご協力いただいたすべての執筆者の皆様に、厚く御礼申し上げます。（第1号編集担当：宮地忠幸）

公益社団法人 日本地理学会 「地域調査士通信」第1号

発行日：2014年10月30日

編集・発行：公益社団法人 日本地理学会 資格専門委員会

印刷：コスモブリッツ株式会社

住所：〒361-0077 埼玉県行田市忍2-9-15

電話番号：048-554-7111